

令和8年度 三郷中学校区スポーツ・文化部活動運営委員会

1、目的

○部活動・社会体育の活動について、教育委員会・学校・地域の指導者・保護者等が連携して適正な部活動のあり方を探っていく。

○部活動による生徒達の心身の健全な育成、スポーツ・文化活動の振興、及び技術の向上を広く図る。

2、協議・運営内容

- ・文化、運動部活動が抱える課題や将来的なスポーツ活動のあり方を協議し、それに基づいた地域のスポーツ・文化活動の目指す方向について共通理解を図る。その際、十分、学校教育としてのスポーツ・文化活動の役割と地域スポーツ・文化活動の役割について協議する。
- ・生涯学習の一環としてのスポーツ・文化活動を保障していく方略を検討する。
- ・生徒のバランスのとれた生活や成長・安全を保障する活動の進め方は、十分共通理解を図る。
- ・生徒・保護者・地域指導者のニーズの充足はもちろんであるが、活動については共々に過度の負担とならないように指導体制のあり方を検討する。
- ・受益者負担が原則であるが、過度の負担が生じないよう予算保障のあり方を検討する。
- ・部活動、社会体育の活動について教育委員会・学校・地域の指導者・保護者等が連携して適正な部活動、社会体育のあり方について探っていける会となるようにする。
- ・部活動・社会体育の活動による生徒達の心身の健全な育成、スポーツ・芸術活動の振興、および技術の向上を広く図れるようにする。
- ・生徒達が生涯にわたってスポーツ・文化に親しみ、豊かな生活を送っていけるように地域の方の力も借りて、みんなで部活動・スポーツ・文化活動の環境整備をしていく。

3、運営計画

4・5月 *部活動参観・各部懇談会

参加者：部活動顧問 保護者

内容：各部の活動を見てもらう。顧問の先生方の活動方針、活動等についての説明、懇談等

*外部指導者との懇談会

参加者：部活動顧問 社会体育指導者

- ・よりよい連携のあり方について、今後の取り組み、協力して頂きたいことについて意見交換等
- ・外部指導者へ委嘱

5月 *第1回三郷中学校区スポーツ・文化部活動運営委員会（授業参観日に実施予定）

参加者：校長 教頭 PTA 副会長 部活動顧問 保護者会代表1名 外部指導者 部活動指導員

- ・趣旨説明、規約の確認、検討
- ・今後の方向の検討（「令和8年度安曇野市中学校スポーツ活動方針」に基づく、部活動のあり方）

方)

2月 *第2回三郷中学校区スポーツ・文化部活動運営委員会（引き継ぎ会）

参加者：校長 教頭 PTA 副会長 部活動顧問 保護者会代表1名 外部指導者 部活動指導員

- ・部活動のあり方、課題について、共に考える。
- ・施設利用について
- ・来年度の部活動の在り方について

令和8年度 三郷中学校区スポーツ・文化部活動運営委員会規約

(名称)

第1条 本運営委員会は、三郷中学校区スポーツ・文化部活動運営委員会（以下「運営委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 運営委員会は、三郷中学校部活動において、子どもたちの心身の健全発達のため、家庭、地域、学校・関係機関が連携し、部活動の抱える課題解決を図ること等を目的とする。

(事業)

第3条 運営委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域、保護者及び学校との連携に関すること。
- (2) 部活動の抱える課題解決に関すること。
- (3) 部活動の指導者発掘等に関すること。
- (4) その他運営委員会の目的達成に関すること。

(委員)

第4条 運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから学校長が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) PTA代表者
- (3) 部活動保護者会代表者
- (4) 地域指導者（外部指導者）
- (5) 部活動指導員
- (6) その他会長が必要と認めた者

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置き、委員の中から互選する。

- (1) 会長 1名（学校長）
- (2) 副会長 1名（PTA副会長）
- (3) 幹事 2名（教頭・部活動係代表）

(任期)

第6条 委員の任期は、選任の日から1年とする。欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第7条 運営委員会は、事務局を三郷中学校に置く。

(その他)

第8条 この規約を定めるもののほか必要な事項は協議の上定める。